

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生が不確実であることや巨大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律に基づいて家計地震保険(注)制度が発足し、当時の損害保険会社20社の出資で、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険についても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

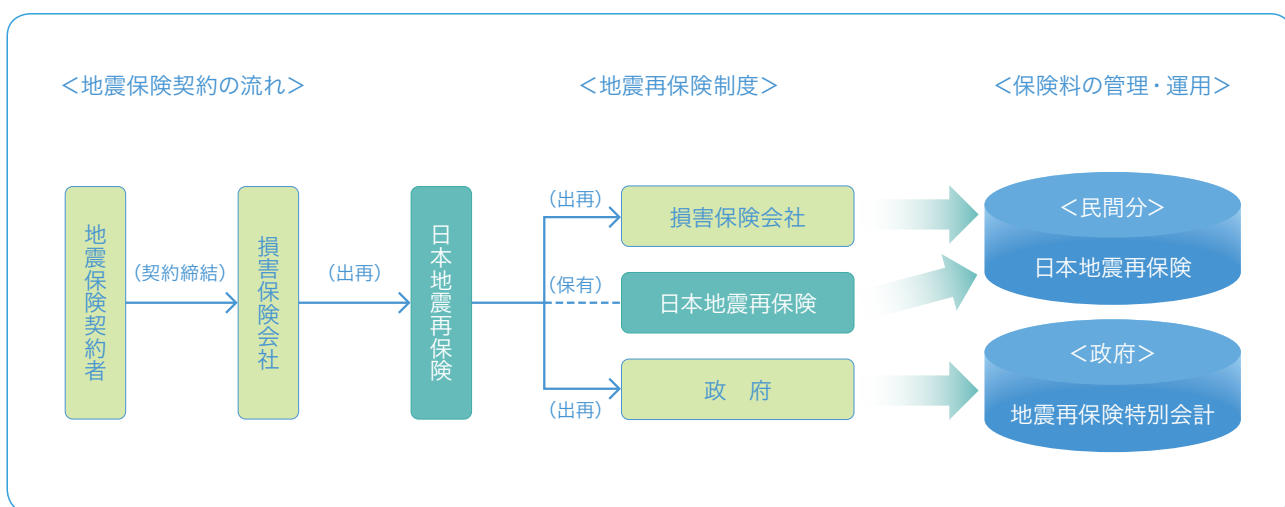
<家計地震保険制度の変遷>

- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足(全損のみ補償)
- 昭和55年 補償範囲の拡大(全損に加え、半損も補償)
- 平成 3年 補償範囲の拡大(全損・半損に加え、一部損も補償)
- 平成 8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度引上げ
- 平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入
- 平成19年 保険料改定(算出手法の全面的な見直し)、割引制度拡充

会社の特色

家計地震保険は、ご契約者に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。またご契約者からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社との再保険手続きを行うとともに、ご契約者からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の家計地震保険の再保険会社です。



→ 再保険のしくみについてはP28の「再保険のしくみ」、P68の「用語の解説」をご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は、大震災の際、ご契約者の生活再建に向け、損害保険会社の保険金支払いをバックアップするため、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた体制整備や訓練を毎年定期的実施しています。

また、再保険金支払いのため積み立てている資産は大震災の際に再保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払って管理・運用しています。

具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

震災対策委員会を常設し、年間計画に基づき首都直下地震を想定した緊急対応、再保険金支払演習等の訓練や震災対策マニュアルの整備点検等を実施しています。

平成24年度は、今後発生が懸念される首都直下地震への対策としてBCP(事業継続)の観点から以下の対策を講じました。当社の使命を果たすため、オフィスが被災をしても業務が継続できるよう特にシステム対策に力を入れ、重要システムを東京都内にある耐震性に優れた最新鋭のデータセンターに移設しました。また、沖縄にバックアップシステムを設置し、同時被災リスクを大幅に低減しました。さらに、社外よりインターネット経由でシステムにアクセス可能な仕組みを導入することで社員がオフィスに出社できなくても業務を継続できる環境を実現しました。

→ 詳細につきましては「トピックス」P20をご覧ください

また、昨年に引き続き首都直下地震を想定した全役職員参加の震災対策演習を実施しました。

<第1回震災対策演習>

BCPの観点から社内コミュニケーションツールとして緊急時の安否確認システムを刷新しました。従来の安否確認システムは当社の役職員が自らがアクセスして安否の報告を行う必要がありましたが、新しい安否確認システムにより、大規模災害発生時に役職員の携帯端末に安否の報告を求める連絡が自動的に送信されるようになるため利便性が大きく向上しました。平成24年7月13日・18日に運用方法について説明を行い、役職員が所有する携帯端末で利用するための設定を行いました。さらにツールに習熟するために9月1日と翌平成25年3月10日に訓練機能を用いた安否確認訓練を実施しました。

<第2回震災対策演習>

東日本大震災発生より2周年目の3月11日には、東京都が4月に施行した「東京都帰宅困難者対策条例」の概要説明を行い理解を深めました。また、当社独自の震災対策マニュアル(自宅常備用)を外部コンサルタントに指摘を受けた点を踏まえて改定を行い、全役職員に周知しました。

<徒歩による帰宅訓練>

役職員の震災時の徒歩による安全な帰宅に資するため、10月～12月の間で徒歩による帰宅訓練を行いました。



換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い、国債等の高格付けの債券を中心に安全に運用しています。また、換金時の価格変動リスクを軽減するため、債券は短期債・中期債を中心に運用しています。

災害に備えた事前準備

当社は、本社内に気象庁提供の緊急地震速報を受信する端末を設置し、来訪者、役職員の身の安全の確保に役立てています。また、本社内の事務設備・機器等を固定するなどの耐震化をすすめました。就業時間中に被災した場合は、東京都の帰宅困難者対策条例に従い、オフィスに留まることが可能な飲料水や食料品、日用品等を必要数備蓄しています。